

「出会い」の裏に潜む罠 マッチアップを悪用した副業・投資に注意！



相談事例 1

マッチングアプリで知り合った人から誘われ、消費者金融で借金して45万円のSNSマーケティングセミナーを契約した。

相談事例 2

マッチングアプリで知り合った人から誘われ、消費者金融で借金して100万円の投資コンサルティングを契約した。

相談事例 3

マッチングアプリで知り合った人から、「ネットショップ開業資金を肩代わりした」と言われ、100万円の請求を受けている。

アドバイス

マッチングアプリで知り合った相手から好意を抱かされた後、「二人の将来のために」などと言葉巧みに誘導され、投資や起業の高額な契約を迫られる、あるいは消費者金融の借入を誘導される相談が増えています。



- 👉 簡単に稼げるようなうまい話はありません。
- 👉 「もうかるいい仕事」には十分に注意しましょう。
- 👉 高額な支払いには慎重になりましょう。
借金をしてまで契約しないようにしましょう。
- 👉 不安に思ったり、困ったら、一人で悩まず、家族やお住まいの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談しましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日も電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (土曜日も電話相談可 ※祝休日を除く)

北九州市 093-861-0999 (土曜日も電話相談可 ※第3土曜日は13時まで)

☎ 消費者ホットライン (局番なし) 188 (いやや!)

あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します
ナビダイヤル通話料金が発生します